

## みんなでフライト応援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島空港の利用促進を図ることを目的とし、福島空港発着の国内外定期便及びチャーター便を利用して行う旅行並びにビジネス活動（以下「助成事業」という。）に対して予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業者等)

第2条 助成の対象便、助成金種別、助成対象事業者、助成要件及び助成額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成対象事業者は、自社の役員又は経営に実質的に関与している法人その他の団体若しくは個人が、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### (助成金の交付申請及び決定)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みんなでフライト応援助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付、不交付を決定し、みんなでフライト応援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(助成事業の変更等)

第4条 助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成事業の内容の変更、中止又は取下げの事由が生じたときは、遅滞なくみんなでフライト応援助成金変更（中止、取下げ）申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、必要に応じて助成金額の変更決定、中止又は取下げを決定し、みんなでフライト応援助成金変更（中止、取下げ）決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(事業実績報告及び助成金の請求)

第5条 交付決定者は、助成事業が終了したときは、みんなでフライト応援助成金事業実績報告書（第5号様式）及びみんなでフライト応援助成金交付請求書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、市から送付する振込通知をもって、交付決定者に対する補助金の額の確定通知とみなす。

(助成金の返還)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 交付の決定の内容、条件、指示等に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(みんなでフライト応援助成金交付要綱及び須賀川市国際チャーター便利用助成金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) みんなでフライト応援助成金交付要綱（平成21年4月20日施行）

(2) 須賀川市国際チャーター便利用助成金交付要綱 (平成31年4月1日施行)

別表（第2条関係）

<p>助成の 対象便</p>	<p>福島空港に発着する国内外定期便及びチャーター便の全路線</p>	
<p>助成金種別</p>	<p>旅行利用助成</p>	<p>ビジネス利用助成</p>
<p>助成対象 事業者</p>	<p>市内に事業所を有する旅行会社</p>	<p>市内に事業所を有する企業、自営業者等</p>
<p>助成要件</p>	<p>1 福島空港に発着する国内外定期便及び国内外チャーター便を利用し、市内に住所を有する者5人以上が参加する旅行（地方公共団体の企画する旅行、修学旅行及び学習旅行を除く。）を実施すること。  2 片便以上を同一行程とすること。</p>	<p>1 福島空港に発着する国内外定期便及び国内外チャーター便を利用し、就航先等で次に掲げるビジネス活動を実施すること。 （1）商品取引 （2）販路開発 （3）展示会、セミナー主催及びセミナーへの参加 （4）その他市長が認めるもの  2 市から福島空港利用に関する他の補助金等を受けていないこと。</p>
<p>助成額</p>	<p>下記の助成額は、1回20人分を限度とする。  1 定期便 1人あたり5,000円 （ただし、大阪便は3,000円）  2 チャーター便 1人あたり5,000円</p>	<p>下記の助成額は、1回4人分、一会計年度3回の申請を限度とする。  1 定期便 1人あたり5,000円 2 チャーター便 1人あたり5,000円</p>